第58号答申

第1 審査会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となる行政 文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成17年10月7日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、障害者を対象とする医療費助成を受けている患者のものである事故報告書(市立病院で発生したもの。 平成16年4月1日から平成17年10月5日まで)の公開請求を行った。
- 2 同月26日、実施機関は、上記の公開請求に対して、アクシデントレポート(以下 「本件行政文書」という。)を特定し、次の理由により一部公開決定(以下「本件 処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第7条第1項第1号に該当

- (1) 患者番号、患者の氏名、性別及び年齢並びに当事者並びに報告者の氏名は、公開することにより特定の患者個人が識別され、通常他人に知られたくない情報と認められるため。
- (2) 患者の病名及び既往症、事故にかかわらない症状及び経過並びに手術名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため。
- 3 同月31日、異議申立人は、本件処分のうち、次の情報を非公開としたことを不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
 - (1) 患者の病名及び既往症
 - (2) 当該事故にかかわらない患者の症状及び経過
 - (3) 当該事故にかかわる手術名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部
 - (4) 患者の性別
 - (5) 当事者及び報告者(以下「当事者等」という。)の氏名

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号について

ア 患者の病名及び既往症について

国及び地方自治体の開示実績、答申等をみると、カルテそのものは非公開であるが、カルテから引用したものは公開している。名古屋市も介護認定審査会に提出される主治医意見書は、直接的な個人識別情報である氏名、住所等を除いて、ほぼ全面公開している。公開すべきと名古屋市が判断している情報は、慣行として公になっている情報である。

イ 当該事故にかかわる手術名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部について

事故原因の解析評価に必要とされる限りにおいては、又は、市民が事故原因 を把握するために必要とされる範囲の情報は、公開することが予定されている 情報である。

ウ 当事者等の氏名について

当事者等が公務員であれば、事故に関する報告書を作成する行為は、職務遂行情報であるので、非開示にする理由はない。

同室の患者、見舞人等の既に特定の個人情報を入手している者を、特定の個人を識別することができる者の中に含むべきではない。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書ア及び第5号について

ア 当事者等が事故に関する報告書を作成する行為は、職務遂行情報であり、非 公開にする理由がない。事故に関係した人、事故を目撃した人が職務として事 故報告書を作成しているので、その情報は、病院の医療事故防止システムと密 接に関係している情報であることから、公開されることが予定されている情報 である。

医療機関に対する信頼は、詳細な事故原因、事故防止策が記載してある事故報告書等を作成することによって醸成される。事故原因を特定した根拠を示して、医療事故報告書を作成すれば、医療従事者への信頼の欠如を招くおそれはなく、報告者の氏名が公表されることによりプライバシーが侵害されることはない。

事故原因を特定することなく、事故報告書を作成することがないように、責任と所在を明らかにする上からも公表は必要である。本人の不注意等で事故が

発生したもので、かつ事実のみの公表であれば、本人が受忍すべき範囲に収まる職務に関する情報である。

イ 市民病院には、医療事故に関して正確な判断をすることができる情報を市民 に提供する責任がある。

医療事故に関しては、医療事故原因、医療事故の防止体制について、市民の 知る権利を優先することが重要である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第1項第1号(個人情報)について
 - (1) 患者の病名及び既往症、事故にかかわらない症状及び経過並びに手術名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部(以下「患者の病名等」という。)について患者の病名等は、個人の生命、身体及び健康に直接かかわる極めて機微にわたる私的な情報である。このような情報を公にして流通過程に置くことは、特定の個人を識別することができない場合であっても、なお個人の人格に関する権利利益を害するおそれがある。

したがって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(2) 当事者等の氏名について

当事者等の氏名は、他の患者や見舞人等が、当該情報を他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものであると考えられる。とりわけ、インターネットに代表される今日の情報技術の進展により、不特定多数者に対して当該情報を発信することが可能となっていることから、当該情報を公開することにより、相当多数の第三者が特定の個人を識別する可能性も考えられる。

したがって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと認められる。

(3) 患者の性別について

患者の性別についても、上記(2)と同様である。

2 条例第7条第1項第1号ただし書ア及び第5号について

対象行政文書は、医療事故発生時に適切かつ迅速な対応を図るとともに、その再 発防止を図るための分析評価に資することを目的としている。

発生した医療事故の原因や医療機関に責任があったか等の医療事故の分析評価は、極めて専門的な知見や詳細な情報を必要とするため、対象行政文書に記載されている情報のみでは、正確な判断を下すのに十分ではなく、逆に誤った判断を導きかねない危険性を有している。

対象行政文書が公務員である医療従事者の医療行為についての責任の有無を判断できる文書ではないにもかかわらず、その氏名を公開することは、当該医療従事者に責任があるかのように受け取られかねない可能性が高く、当該医療従事者の名誉、プライバシーを侵害しかねない。

さらに、医療従事者に対する信頼関係の欠如を招き、市立病院の運営に支障をきたす可能性が高い。

したがって、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利 利益を不当に害するおそれがある場合に該当する。

また、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

第5 審査会の判断

1 争点

患者の病名等及び患者の性別が条例第7条第1項第1号に該当するか否か並びに 当事者等の氏名が条例第7条第1項第1号及び第5号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、医療事故発生時に適切かつ迅速な対応を図るとともに、その再発防止を図るための分析評価に資することを目的として作成するものである。本件行政文書は、アクシデントの発生日時、発見日時、発生場所、発見者、患者情報、当事者、報告者、発生状況、エラー内容、発生時の対応、その後の経緯、発生原因

及び改善策等が記載されている。

患者の病名等、患者の性別及び当事者等の氏名は、本件行政文書の一部分であり、 実施機関はそれらの情報を非公開としている。

4 条例第7条第1項第1号及び第5号該当性

当審査会は、患者の病名等及び患者の性別が条例第7条第1項第1号に該当するか否か、また、当事者等の氏名が条例第7条第1項第1号及び第5号に該当するか否かを判断する。

(1) 条例第7条第1項第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

また、同条同項第5号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、 公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものである。

(2) 患者の病名等について

ア 患者の病名等は、患者の病名及び既往症、手術名、手術方法及び手術部位等 の治療行為の一部並びに事故にかかわらない症状及び経過であり、特定の個人 が識別され得るものであるとは認められない。

イ しかし、患者の病名等は、事故に関係するか否かにかかわらず、患者の生命、 身体及び健康等に関して具体的な内容を有していることから、当該情報は、患 者個人の生命、身体及び健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報であり、 特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個 人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、患者の病名等は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(3) 患者の性別について

本件行政文書に記載されている患者は、特定の病院の外来患者又は入院患者であり、かつ、障害者医療費助成を受けており、その対象者が限定されていることから、患者の性別は、医療事故の発生日時、発生場所、発生状況等の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるものであると考えられる。

したがって、患者の性別は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(4) 当事者等の氏名について

ア 条例第7条第1項第5号該当性について

(ア) 医療事故の報告制度は、医療事故の発生時における適切かつ迅速な対応を図るとともに、その再発防止を図るため、分析評価に資することを目的とするものである。アクシデントレポートは、報告者が作成し、直属上司、部門長、リスクマネージャーを経て、リスクマネージメント部会に提出されるものである。

リスクマネージメント部会は、アクシデントレポートの内容を分析して、 医療事故予防対策委員会に報告を行い、同委員会は、リスクマネージメント 部会に防止対策を指導し、同部会は、リスクマネージャーに防止対策を指示 し、リスクマネージャーはそれを全職員に周知することとされている。

(4) 以上のように、医療事故の報告制度は、単に医療事故の発生時の報告のみならず、事故原因の分析、評価を行い、医療事故の再発防止対策を医療現場に周知することにより、今後の再発防止に役立てるものである。

したがって、医療事故の報告制度が有効に機能するためには、医療事故を 見聞した当事者等から確実に報告がなされ、正確な事実の報告がなされるこ とが不可欠である。そのためには、報告が当事者等の任意によりなされるこ と及び当事者等が不利益を受けないことが担保されている必要がある。

当事者等の氏名を公にした場合、アクシデントレポートは、当事者等の責任を認定、追及するためのものではないにもかかわらず、責任の所在、程度の有力な資料とみなされるおそれが高いことから、当事者等が責任追及を回避するため、報告を躊躇したり、不正確な報告を行ったりして、再発防止に役立つ情報が記載されないなど、制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、当事者等の氏名は、条例第7条第1項第5号に該当すると認められる。

イ 条例第7条第1項第1号該当性について

実施機関は、当事者等の氏名が、条例第7条第1項第1号にも該当すると主張しているが、上記アで判断したように、当事者等の氏名は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処	理	経	過
平成18年1月27日	諮問書の受理			
2月2日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知			
3月20日	実施機関の弁明意	見書を受理	Į.	
3月28日	異議申立人に弁明 併せて、弁明意見 書を、口頭での意見 を提出するよう通知	見書に対す。 見陳述を希	る反論があ	るときは反論意見 は意見陳述申出書
4月17日	反論意見書の受理	1		
6月20日 (第67回審査会)	調査審議 実施機関の意見を	:聴取		
7月18日 (第68回審査会)	調査審議			
平成20年4月8日 (第89回審査会)	調査審議			
7月18日 (第92回審査会)	調査審議			
7月29日	答申			